

巡回児童相談

療育手帳の更新、発達や言葉の遅れなど18歳未満の児童に関する相談に、北海道中央児童相談所の児童福祉司や心理判定員が応じます。

日程 6月17日(月)、7月16日(火)、11月25日(月)、令和7年2月25日(火)

場所 市役所

定員 各6人程度(申込順)

申込方法 全日程を1日(月)9時から随時受け付け

申込・問合せ 子ども相談センター ☎72・3195

省エネエアコンを お得に購入しませんか？

家庭用省エネエアコンを市内店舗・事業所から購入すると、最大4万円を補助します。

※予算額を超える申し込みがあった場合は抽選を行います。詳細は市HPまで

対象 令和6年4月1日以降に既存住宅で対象の家庭用エアコンを購入・買い替えをする方

申込方法 抽選申込書を提出

申込期間 15日(月)～5月31日(金)

申込・問合せ 環境課(市役所3階) ☎72・3698



石狩市中小企業特別融資 貸付金 利子補助金

貸付を利用する事業者に、融資金利率の0.5%を利子補助します。

※複数借入れをしている場合は、件数分の申請書類が必要

対象 令和6年3月までに同制度を利用した事業者

申込方法 指定用紙を提出(郵送可) ※用紙は申込先、商工会議所、北商工会、市内金融機関

にあり。市HPからも入手可

申込期限 12日(金)

申込・問合せ 商工労働課 ☎72・3166

土地売買などの届け出

対象となる土地の所有権売買などを行ったとき、土地の権利取得者(譲受人)は国土利用計画法に基づき契約を締結した日から2週間以内(契約締結日含む)に、市を経由して北海道への届け出が必要です。

届け出対象の土地(面積)

○市街化区域内の土地(2千㎡以上)

○市街化調整区域内の土地(5千㎡以上)

○右記以外の土地(1万㎡以上)

※一体利用が可能なひとまとまりの土地を取得する予定があり、土地全体(買いの二団)で届け出対象に該当する場合は、取引ごとに届け出が必要

問合せ 建設総務課(市役所2階) ☎72・3081

北海道お米・牛乳 子育て応援事業

北海道産のお米や牛乳が購入できる商品券などを支給します(第2弾)。

対象 平成17年4月2日～令和6年4月1日に生まれた子どもがいる道内の子育て世帯

申込方法 電子申請または郵送

申込期限 30日(火)

申込・問合せ 北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局 ☎011・350・7371



4月2日は世界自閉症啓発デー

4月2日～8日を「発達障害啓発週間」とし、発達障がいについて広く知っていただく機会としています。

【石狩市の取り組み】

世界自閉症啓発デーのシンポ

ルカラーを使ったブルーリボンや、啓発リーフレットをりんくるで配布します。

また、市役所1階ロビーでは世界自閉症啓発デーについて展示を行います。



【自閉症の方とのコミュニケーション】

自閉症の方は、自分の見たこと・聞いたこと・感じたことをそのまま受け入れる純粋な一

面を持っています。しかし、相手の気持ちや状況をうまく理解できず、コミュニケーションをとることが苦手です。

そのため、抽象的な表現ではなく、具体的な短い言葉や絵・写真、文字などで伝えると理解しやすくなります。皆さんも自閉症について理解を深め、コミュニケーションをとりましょう。

問合せ 障がい福祉課 ☎72・3194

固定資産の縦覧・閲覧

固定資産税の納税者は、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。また、納税義務者などは固定資産課税台帳を期間内に限り無料で閲覧できます。※借地借家人は有料

区分	縦覧 (ほかの土地・家屋の評価額との比較ができる)		閲覧 (資産の税額などを確認できる)
	土地価格等縦覧帳簿	家屋価格等縦覧帳簿	固定資産課税台帳
記載項目	所在、地番、地目、地積、評価額	所在、家屋番号、種類、構造、床面積、評価額	土地・家屋価格等縦覧帳簿に記載の内容に加え、課税標準額など
対象	納税者		納税義務者など

縦覧・閲覧に必要なもの

- 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- 本人と納税管理人以外の場合は、委任状(法人の場合は、代表者印が押印されているもの)と委任された方の本人確認書類
- 借地借家人は、賃貸借契約書、賃借料の支払いが確認できるもの(直近分)、本人確認書類

日時 1(月)～5/31(金)の平日8時45分～17時15分
場所 税務課(市役所1階15番窓口)、各支所市民福祉課
問合せ 税務課資産税担当
 土地担当 ☎72・3120 家屋・償却担当 ☎72・6120

市の相談窓口

人権相談

16(火) 13時30分～16時(受付15時30分まで)
市役所4階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

行政相談

18(木) 13時30分～16時 市役所1階
広聴・市民生活課 ☎72・3191

弁護士無料法律相談

3(水)・17(水) 13時30分～15時30分 市役所1階
※電話申込、各4組(申込順)
広聴・市民生活課 ☎72・3191

家庭生活相談と女性相談

2(火)・9(火)・16(火) 10時～15時 市役所1階
【女性限定】
18(木) 10時～15時 花川南コミセン2階
30(火) 10時～15時 市役所1階
23(火) は「女性相談サロン」開設(詳細はP16)
※お困りの方に生理用品をお渡しします
北海道家庭生活カウンセラークラブ石狩地区
広聴・市民生活課 ☎72・3227

こども・ひとり親相談

平日 9時～17時(受付16時まで)
子ども相談センター(市役所2階) ☎72・3195

住民よろず相談

火曜 13時～16時(受付15時まで)
りんくる1階相談室2 ☎72・8220
毎月第3木曜 13時～16時(受付15時まで)
厚田保健センター ☎78・2521
高齢者生活福祉センター ☎79・5050

ジョブガイドいしかり

平日 9時30分～17時
就業アドバイザーによる相談は(昼休み除く)
月・水・木曜 11時～17時(受付16時まで)
ジョブガイドいしかり(市役所2階) ☎75・8609

消費生活相談

平日 10時～16時
石狩市消費生活センター(市役所1階) ☎75・2282

特別支援・不登校相談

平日 9時～15時45分(金曜は14時45分まで)
教育支援課 ☎76・8000

65歳以上の高齢者の相談窓口

各地域包括支援センターにお気軽にご相談ください。
平日 9時～17時
南地域包括支援センター ☎73・2221
花川中央地域包括支援センター ☎77・6371
北地域包括支援センター ☎75・6100
厚田区地域包括支援センター ☎78・1030
浜益区地域包括支援センター ☎79・5111

その他の相談窓口

年金相談

※窓口相談のみ
平日 8時30分～17時15分
毎月第2土曜 9時30分～16時
街角の年金相談センター麻生
☎0570・05・4890(予約専用)

ひきこもりや不登校などに関する相談

平日 10時～19時
石狩市ひきこもりサポートセンター ☎77・5763

相続・遺言、不動産(空き家問題など)、 その他無料法務相談

24(水) 13時～15時 花川北コミセン
行政書士池田法務事務所
☎72・3558(電話予約可)

投票所の変更

令和6年度以降執行される選挙から、2カ所の投票区で投票所が変更になります。お間違えのないよう、ご注意ください。
変更箇所

- 第7投票区 緑苑台グリーン会館
 - ↓ 緑苑台小学校(緑苑台中央3)
 - 第11投票区 花川中央会館
 - ↓ 紅南小学校(花川北1・6)
- 問合せ** 選挙管理委員会事務局 ☎72・3146

AIオンデマンド 実証運行「いっしょ」

昨年9月から実施のオンデマンド交通実証運行「いっしょ」を1日(月)～令和7年3月31日(月)

まで継続して実施します。詳細はHPをご覧ください。

【市内オンデマンド】

実施地域 生振地区、緑苑台地区、花川樽川地域、石狩湾新港地域

車両 ワゴン8人乗り、2台

実施時間 7時～19時

【通勤オンデマンド】

実施地域

○地下鉄麻生駅～石狩湾新港地域

○JR手稲駅～石狩湾新港地域

車両 小型バス28人乗り、2台

実施時間

○通勤…おおむね7時～9時

○退勤…おおむね17時～19時

【通勤オンデマンド乗継便】

実施地域

○ラルズマート花川南店～石狩

湾新港地域

○石狩市役所～石狩湾新港地域

車両 ワゴン8人乗り 1台

実施時間 7時～9時、17時～19時

【共通事項】

申込方法 専用アプリまたは

☎0120・983・983

問合せ 企画課

☎72・3193



▲HP

20日(土)～30日(火)は 春の全道火災予防運動

期間中のイベントは石狩北部地区消防事務組合HPをご覧ください。

問合せ 石狩消防署予防課

☎74・7165

芸術文化振興奨励補助金

【芸術文化活動振興事業】

- ①演劇、音楽などの研修・発表
- ②指導者育成講習会
- ③芸術鑑賞提供事業
- ④市外との文化交流を目的とする公演など

【共通事項】

対象 主に市内在住者で構成され、活動拠点が市内にある団体か個人
※過去に交付済みの事業や昨年度交付を受けた事業者は対象外。補助条件・額の上限あり
申込方法 申込先にある計画書などを5/10(金)までに提出 ※必着
申込・問合せ 社会教育課(花川北7・1 市民図書館内) ☎72・3173

少年少女芸術文化大会・コンクール出場補助金

対象 全国規模で開催される各種芸術文化大会・コンクールなどに出場する小学生から高校生(構成員の8割以上が市内在住で、活動拠点が市内にある団体か個人)
※要事前申請。予選会がない部活動の一環の大会などは対象外。要問合せ
補助額 補助対象経費の1/2以内(上限は団体50万円、個人2万円)
申込方法 申込先にある申請書などを提出
申込・問合せ 社会教育課(花川北7・1 市民図書館内) ☎72・3173